

東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係わる 不正行為の防止に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、東京工科大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用及び研究活動に係わる不正行為（以下「不正行為等」という。）の防止に関し必要な事項を定め、もって研究費の公正かつ適正な取り扱いを図るとともに、研究活動における研究者倫理の逸脱を防止し、研究活動の公正性を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究費とは、八王子キャンパス教育研究費に関する規程、蒲田キャンパス教育研究費に関する規程に定める教育研究費及び共同プロジェクト等の本学が配分する予算（以下「配分予算」という。）並びに研究者等が学外から獲得した研究費をいう。
- (2) 公的研究費とは、学外から獲得した研究費のうち、国、地方公共団体又は独立行政法人等の公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びそれらが配分された学外の機関との研究資金を原資とした受託研究又は共同研究により本学に受け入れた資金をいう。
- (3) 研究者等とは、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院学生、東京工科大学片柳研究所規程に定める所員及び研究員、東京工科大学片柳研究所に設置するセンターに関する規程に定める特別研究員及びその他本学の研究費の運営・管理に係わるすべての者をいう。
- (4) 研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）とは、本学の研究者等又は研究者等が本学在籍中に行った不正使用であり、故意もしくは重大な過失による研究費の他の用途への使用、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類による使用又は公的研究費の交付決定の内容、もしくはこれに付した条件に違反した研究費の使用をいう。
- (5) 研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）とは、以下に定める行為をいう。
 - ア. 本学の研究者が、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用であり、以下に定めるもの。
 - ・ 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ・ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ・ 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
 - イ. アに定めるものの他、論文の二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ及び研究上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程が甚だしいもの。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、東京工科大学行動規範及び東京工科大学における公的研究費の使用に関する行動規範の定めに従い、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性及び説明責任を果たさなければならない。

2. 研究者等は、公的研究費が個人の発意で提案し採択された研究課題によるものであっても、本学が管理するものであることを理解の上、適正に使用しなければならない。
3. 研究者等は、不正行為が科学そのものに対する背信行為であるとともに、科学への信頼を揺るがし、その発展を妨げるものであることを十分認識し、研究活動の公正性の確保に努めなければならない。
4. 研究者等は、研究の成果発表の基となる研究データを適切な方法により10年間保存し、研究成果の第三者による検証可能性を確保しなければならない。また、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
5. 研究者等は、この規程に定める事項及び第5条に規定する統括管理責任者の指示に従わなければならない。
6. 研究者等は、統括管理責任者並びに第7条に規定する研究倫理教育責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が実施する研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「倫理教育」という。）及びコンプライアンス教育研修を受講するとともに、本学の求めに応じて、別に定める、誓約書等を提出しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、本学全体を統括し研究費の運営・管理及び研究者等の研究活動について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。

2. 最高管理責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。
3. 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し周知するとともに、不正行為防止の取り組みの推進等、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者と連携し、必要な措置を講じなければならない。
4. 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が研究費の運営・管理及び研究者等の研究活動に関する必要な措置を適切に実施できるように配慮しなければならない。
5. 最高管理責任者は、不正使用又は不正行為が生じた場合には、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に適切な指示を与え、速やかに必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理及び研究者等の研究活動に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

2. 統括管理責任者は、大学事務局長をもってこれに充て、職名を公開する。
3. 統括管理責任者は、不正行為等の防止対策（以下「不正防止対策」という。）の体制を統括し、不正防止対策を策定し、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に対し、不正防

止対策の実施を指示するとともに、最高管理責任者に定期的に当該実施状況を報告しなければならない。

4. 統括管理責任者は、研究倫理教育責任者が当該組織の研究者等に対して実施する倫理教育のほかに、本学の全研究者等を対象とした倫理教育を定期的に実施しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者)

第6条 研究費の適正な運営・管理に関し、実質的な責任と権限を持つものとしてコンプライアンス推進責任者を置き、研究費を所管する大学事務局部長又は次長をもってこれに充て、職名を公開する。

2. コンプライアンス推進責任者は、本学における不正使用の防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。
3. コンプライアンス推進責任者は、不正使用の防止を図るため、研究者等にコンプライアンス教育研修を実施し受講状況を管理監督するとともに、研究費使用ルール等に関する理解度を確認するものとする。
4. コンプライアンス推進責任者は、前号の理解度の確認の結果、問題があると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。
5. コンプライアンス推進責任者は、研究者等が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。
6. コンプライアンス推進責任者を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を置き、大学事務局業務課（以下「業務課」という。）長及び大学事務局研究協力課（以下「研究協力課」という。）長をもってこれに充て、職名を公開する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究倫理教育責任者を置き、各学部長・学環長、研究科長及び研究所長をもってこれに充て、職名を公表する。

2. 研究倫理教育責任者は、当該組織の研究者等に対して当該組織の特性に応じた適切な倫理教育を定期的に実施し、研究者倫理の向上を図らなければならない。

(研究活動不正防止委員会)

第8条 本学に、第1条の目的の達成を図るとともに、不正使用又は不正行為が発生した場合の迅速な対応のため、研究活動不正防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を置く。

2. 不正防止委員会は、学長直属の委員会とする。
3. 不正防止委員会は、最高管理責任者を委員長、統括管理責任者を副委員長とし、次の各号に定める委員をもって構成する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 各学部長及び学環長
 - (3) 研究所長
 - (4) コンプライアンス推進責任者
 - (5) コンプライアンス推進副責任者

4. 委員長は、必要に応じ本委員会を招集し、議長となる。
5. 委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を依頼することができる。

(審議事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究費に係わる不正防止計画の策定及び実施に関すること
- (2) 不正行為等に係わる調査及び調査委員会の構成に関すること
- (3) 不正行為等の再発防止に関すること
- (4) その他不正行為等に関すること

2. 前項第2号に関し、委員会委員のうち当該不正使用又は不正行為に利害関係を有する委員は、当該審議に加わることはできない。

(通報・告発窓口及び受付体制等)

第10条 本学に、研究者等が関係した不正使用又は不正行為に関する学内外からの通報・告発及び相談への迅速かつ適切な対応を行うため、次の各号に定める窓口を設置する。

- (1) 業務課
- (2) 研究協力課
- (3) 学長室
2. 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発・通報窓口に対して告発を行うことができる。
3. 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
4. 告発・通報窓口の担当者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、コンプライアンス推進責任者と協議の上、これを受け付けることができる。
5. 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、コンプライアンス推進責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。
6. 統括管理責任者は、不正使用又は不正行為の通報・告発等の制度について、研究者等に対して具体的な利用方法を周知しなければならない。
7. コンプライアンス推進責任者は、取引業者等の外部の者に対して、通報・告発等の窓口の仕組みについて周知しなければならない。

(告発の相談)

第10条の2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発・通報窓口に対して相談をすることができる。

2. 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発・通報窓口は、その内容を確認して相談の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
3. 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発・通報窓口の担当者は、コンプライアンス推進責任者に報告するものとする。
4. 前項の報告を受けたコンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(告発・通報窓口の職員の義務)

第10条の3 告発の受付に当たっては、告発・通報窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

2. 告発・通報窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
3. 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

(不正使用又は不正行為に係る情報の報告)

第11条 不正使用又は不正行為に係る情報を受けた通報・告発窓口の担当者は、コンプライアンス推進責任者にすみやかに報告しなければならない。

2. 前項の報告を受けたコンプライアンス推進責任者は、すみやかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
3. 前項の報告を受けた最高管理責任者は、すみやかに不正防止委員会委員長（以下「不正防止委員長」という。）に報告しなければならない。

(臨時の措置及び証拠の保全)

第12条 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受け、必要があると認めるときは、臨時の措置として研究費の一時若しくは一部執行停止又は告発された事案に係わる研究活動の自粛を命じることができる。ただし、この場合においては、学部学生、大学院学生の教育・研究に与える影響が最小限となるように必要な措置を講じなければならない。

2. 最高管理責任者は、前条第2項の報告を受け、必要があると認めるときは、告発された事案に係わる研究活動に関して証拠となる資料を保全する措置を講じなければならない。
3. 被告発者は、最高管理責任者が講じる前2項の指示に従わなければならない。

(予備調査)

第13条 不正防止委員長は、第11条第3項の報告を受け、予備調査の必要を認めた場合は、予備調査委員会を設置し、次の各号に関する予備調査を実施するものとする。

- (1) 不正行為等の可能性
- (2) 不正行為等とする根拠の合理性

(3) その他必要と認める事項

2. 予備調査委員会は、3名の委員で構成するものとし、委員は、不正防止委員会委員の中から、不正防止委員長が指名するものとする。
3. 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を不正防止委員長に報告するものとする。

(本調査実施の決定及び通知)

第14条 不正防止委員長は、前条3項の予備調査結に基づき、通報・告発された事案について本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施すべきか否かを速やかに決定するものとする。ただし、不正防止委員長が、不正使用又は不正行為の可能性が高いと判断した場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合には本調査を実施しない。

- (1) 通報・告発した者（以下「告発者」という。）が顕名によらない場合
- (2) 不正使用又は不正行為の内容が明示されていない場合
- (3) 不正使用又は不正行為とする合理的な根拠が示されていない場合
2. 不正防止委員長は、本調査を行うことを決定した場合には、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うこと並びに次条に基づき設置した調査委員会の委員長（以下「調査委員長」という。）及び委員の氏名、所属を通知しなければならない。
3. 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、不正防止委員長に対して通知を受けた日から起算して7日以内に調査委員会の構成について異議申立てをすることができる。
4. 不正防止委員長は、前項の異議申立てがあった場合であり、申立ての内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係わる委員を交代させるとともに、委員の交代について告発者及び被告発者に通知するものとする。
5. 不正防止委員長は、本調査を行わないことを決定した場合には、告発者に対し、本調査を行わないこと及びその理由を通知するものとする。
6. 不正防止委員長は、本調査を実施する決定をした場合には、本調査を実施することを最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査委員会)

第15条 不正防止委員長は、前条第1項により本調査を行うことを決定した場合には、すみやかに調査委員会を設置し、本調査を行うことを決定した日から30日以内に本調査を開始するものとする。

2. 調査委員会は、不正防止委員長が指名する本学の専任教授を調査委員長とし、次の各号の委員により構成する。ただし、公的研究費の不正使用及び不正行為に係わる調査委員会の場合は、第2号の学外の有識者は、調査委員会委員の過半数としなければならない。
 - (1) 本学の専任教授のうち、不正防止委員長が指名する者 若干名
 - (2) 不正防止委員長が委嘱する学外の有識者 若干名
 - (3) 大学事務局から委嘱される者 1名
3. 調査委員長は、調査委員会を招集し、議長となる。
4. 不正防止委員長は、調査委員会委員の指名及び委嘱にあたっては、告発者又は被告発者と直

接の利害関係を有しない者及び当該研究費の執行に直接携わらない者としなければならない。

5. 不正防止委員長は、第2項第2号の委員の委嘱にあたっては、法律の専門知識を有する者又は被告発者の専門分野等を考慮のうえ、当該本調査に適した外部の有識者を選定しなければならない。

(任期)

第16条 調査委員長及び委員の任期は、当該事案に関し、調査委員会が不正防止委員長への最終報告が完了したときまでとする。

(調査委員会の権限)

第17条 調査委員会は、次条第1項各号の調査事項について、同条第2項各号の方法により調査する権限を有するものとし、告発者及び被告発者並びに当該事案の関係者は、調査委員会からの要請に誠実に協力しなければならない。

(調査事項及び方法)

第18条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査するものとする。

- (1) 不正使用又は不正行為の有無に関する事
 - (2) 不正使用又は不正行為の内容に関する事
 - (3) 関与した者及び関与の程度に関する事
 - (4) 不正使用の相当額に関する事
 - (5) その他必要と認めた事項に関する事
2. 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行うものとする。
- (1) 当該研究活動及び研究費執行に関する各種資料の精査
 - (2) 被告発者の弁明の聴取
 - (3) 関係者へのヒアリング
 - (4) 不正行為にあつては再現性を確認するための再実験
 - (5) その他必要と認めた方法

(他研究機関との合同調査)

第19条 不正防止委員長は、不正使用又は不正行為が他の研究機関に関係する場合には、当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて当該研究機関との協力又は合同調査を行うことができる。

2. 他研究機関と合同で調査する場合又は他研究機関の調査にかかり合理的な協力を求められた場合には、本学は誠実に調査又は協力しなければならない。

(認定方法)

第20条 調査委員会は、本調査の結果得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を客観的に評価し、総合的に判断して不正使用又は不正行為の有無を認定するものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正使用又は不正行為の事実を認定してはなら

ない。

2. 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。また、保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(認定の手続)

- 第21条 調査委員会は、本調査の開始から150日以内に本調査を完了し、認定した調査結果を不正防止委員会に報告しなければならない。ただし、150日以内に本調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは、調査期間を延長することができるものとし、この場合、調査委員会は、適切な時期に不正防止委員会に中間報告をしなければならない。
2. 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
 3. 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 4. 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、不正防止委員長に報告しなければならない。
 5. 不正防止委員会は、前項の報告を受けた場合、すみやかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知)

- 第22条 不正防止委員長は、調査結果（認定を含む）を、確定した不正行為等の事実又は告発者の悪意に基づく告発の事実をすみやかに告発者及び被告発者に通知しなければならない。

(不服申立て)

- 第23条 告発者又は被告発者は、確定した不正行為等の事実に関し不服があり、再調査を希望する場合には、前条の通知をした日から14日以内に不正防止委員会に対し、不服申立てを行うことができる。ただし、この期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
2. 告発者は、告発した内容が悪意に基づくものと確定され、これに関し不服がある場合には、前条の通知をした日から14日以内に不正防止委員会に対し、不服申立てを行うことができる。
 3. 前2項の不服申立てを行うときは、不服申立ての根拠を書面にして、申立てなければならない。
 4. 不正防止委員長は、第1項又は第2項の不服申立てがあった場合には、不服申立てがあったことを最高管理責任者に報告しなければならない。
 5. 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。不正防止委員長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合等、必要に応じ調査委員の交代若しくは追加をすることとする。
 6. 前項に定める新たな調査委員は、第15条第2項及び第4項に準じて指名するとともに、第14条第2項、第3項及び第4項に準じた手続を行う。

7. 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、不正防止委員長に報告する。報告を受けた不正防止委員長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
8. 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、不正防止委員長に報告する。報告を受けた不正防止委員長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
9. 不正防止委員長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。

(再調査)

- 第24条 不正防止委員長は、再調査を行う場合には、本調査を実施した調査委員会委員から成る再調査委員会を設置し、再調査を行うものとする。ただし、新たに専門性を要する判断が必要となる場合等、必要に応じ調査委員会委員の交代若しくは追加をすることにより、公正な再調査を実施しなければならない。新たな調査委員は、第15条第2項及び第4項に準じて氏名するとともに第14条第2項、第3項及び第4項に準じた手続を行う。
2. 再調査委員会は、告発者又は被告発者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等の協力を求め、すみやかな再調査の実施に努めなければならない。
 3. 再調査委員会は、告発者又は被告発者から前項の協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとし、この場合、直ちに再調査の打ち切りについて不正防止委員長に報告するものとする。報告を受けた不正防止委員長は、その決定を不服申立人に通知するものとする。
 4. 再調査委員会委員長は、前条第1項に基づく再調査は、再調査の開始から50日以内、前条第2項に基づく再調査は再調査の開始から30日以内に完了し、その結果を不正防止委員長に報告するものとし、その報告を最終確定とする。ただ、し、やむを得ない事由があるときは、これらの期間を延長することができる。
 5. 不正防止委員長は、不正行為等に係わる再調査の結果にあつては告発者及び被告発者、悪意に基づく告発に係わる再調査の結果にあつては告発者にすみやかに通知しなければならない。なお、第3項に基づき再調査を打ち切った場合も同様とする。
 6. 不正防止委員長は、本条4項の報告に基づく調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
 7. 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。
 8. 再調査委員会は、再調査結果を不正防止委員会に報告した時をもって解散する。

(配分機関等への報告)

- 第25条 最高管理責任者は、不正防止委員長から公的研究費に係わる不正使用又は不正行為について、本調査を行う決定の報告を受けた場合には、すみやかに当該事案に係る公的研究費予算の配分又は措置をする機関（以下「配分機関」という。）、当該配分機関を所管する省庁及び文部科

学省（以下、総称して「配分機関等」という。）に調査を行うことを報告するとともに、配分機関等と調査方針、調査対象及び方法等について協議しなければならない。

2. 最高管理責任者は、調査期間中に公的研究費の不正使用の事実が一部でも確認された場合又は配分機関等から中間報告を求められた場合には、配分機関等に中間報告をしなければならない。
3. 最高管理責任者は、配分機関等から資料提出及び現地調査の求めがある場合には、これに応じなければならない。
4. 最高管理責任者は、公的研究費に係わる不正行為等に係わる事実の確定、不服申立ての事実、不服申し立ての却下及び再調査の開始の決定並びに再調査結果に基づく事実の最終確定について、配分機関等に報告しなければならない。
5. 最高管理責任者は、研究者等の不正行為等について第 11 条第 2 項の報告を受けてから 210 日以内に、別表に定める事項を記載した最終報告書を作成し、学校法人片柳学園理事長に報告するとともに、公的研究費に係わる不正行為等の場合には、配分機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その事由を明示したうえで当該報告書を中間報告書とすることができる。
6. 最高管理責任者は、文部科学省又は配分機関から公的研究費の返還命令又はその他の指導を受けたときは、その命令又は指導に基づき、必要な措置を講じなければならない。

（懲罰委員会への報告）

第 26 条 最高管理責任者は、不正行為等又は悪意にもとづく告発が確定した者及び当該教職員を監督する立場の者並びに不正使用にあっては当該研究費を管理する立場の者について、懲戒処分に相当すると判断した場合には、東京工科大学懲罰委員会に報告するものとする。

（法的措置）

第 27 条 学長は、不正行為等又は悪意にもとづく告発により本学に損害が生じたときは、不正行為等又は悪意にもとづく告発が確定した者に対し、損害を賠償させることができる。

2. 学長は、不正行為等又は悪意にもとづく告発が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じることができる。

（取引業者に対する措置）

第 28 条 学長は、公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、学校法人片柳学園調達規程に基づき、必要に応じて取引停止の措置を講じることができる。

（不正行為等の公表）

第 29 条 最高管理責任者は、不正行為又は公的研究費に係わる不正使用が確定した場合には、次の各号に定める事項をホームページ等の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 不正行為又は不正使用に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為又は不正使用の概要
- (3) 不正行為又は不正使用に対して、本学が講じた措置の内容

(4) 調査委員会委員の氏名及び所属及び調査方法の概要（再調査を行った場合も同じ。）

(5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項

2. 前項にかかわらず、最高管理責任者が非公表とすることについて合理的な理由があると認める場合には、一部の事項を非公表とすることができる。
3. 最高管理責任者は、悪意にもとづく告発が確定した場合には、前2項に準じて公表することができる。
4. 最高管理責任者は、確定した事実が、八王子キャンパス教育研究費に関する規程及び蒲田キャンパス教育研究費に関する規程に定める教育研究費に係わる不正使用であった場合には、学校法人片柳学園と協議のうえ、公表の要否及びその内容を判断するものとする。

（保 護）

第30条 学長は、通報・告発窓口への告発者又は調査に協力した関係者に対し、単に告発又は調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。ただし、悪意にもとづく告発であることが確定した場合は、この限りでない。

2. 学長は、被告発者に対し、単に告発されたことを理由として、この規程に定める調査に必要な命令を除き、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
3. 教職員等は、単に告発もしくは調査に協力し、又は単に告発されたことを理由として、不利益な取扱いや嫌がらせをしてはならない。

（不正防止計画の策定及び公開）

第31条 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用の発生する要因に対応する不正防止計画を年度ごとに策定し公開するものとする。

（不正防止計画の推進）

第32条 公的研究費の不正使用に係わる本学全体の不正防止計画を推進する不正防止計画推進部署として、研究協力課をもって充てる。

2. 不正防止計画推進部署は、不正防止計画の具体的な対策を実施するとともに、実施状況を確認し、年度ごとに最高管理責任者に報告するものとする。
3. 統括管理責任者は、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

（関係法令の遵守）

第33条 研究者等は、関係法令及び本学の関係規程のほか、公的研究費にあつては当該公的研究費の執行基準の定めにより研究費を公正かつ適正に取り扱わなければならない。

（適正な執行管理）

第34条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握するとともに、公的研究費にあつては研究計画の遂行状況を確認し、必要により適切な措置を講じなければならない。

2. 本学において研究に携わる者（以下「研究者」という。）及び研究協力課は、公的研究費の予算執行にあたっては、発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握でき

るように努めなければならない。

(発注及び納品検収)

第35条 発注及び納品検収業務については、学校法人片柳学園調達規程にもとづき、適正に執行しなければならない。

2. 公的研究費の納品検収については、研究者による検品に加え、研究協力課及び他の部署に所属する検収担当者が行うものとする。
3. 研究費で購入した物品が、学校法人片柳学園経理規程で定める消耗品であっても、コンプライアンス推進責任者が特に換金性の高い物品として指定する物品については、台帳で適切に管理するものとする。

(取引業者からの誓約書の徴収)

第36条 コンプライアンス推進責任者は、主要な取引業者に対し、本学の不正使用に係わる不正防止対策及び公的研究費使用のルールを周知するとともに、前年度取引のあった主要な取引業者に対しては、次の各号に定める事項について誓約書の提出を求めるものとする。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りでない。

- (1) 学校法人片柳学園調達規程及びその他の規則並びに関係法令を遵守し、研究費の不正使用に関与しないこと
- (2) 本学における内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること
- (3) 研究費の不正使用への関与が認められた場合には、取引停止を含む取引上の処分を講じられても異議がないこと
- (4) 本学の教職員、その他の関係者から、研究費の不正使用に協力するよう依頼等があった場合には、通報・告発窓口に連絡すること

(勤務状況の雇用管理の確認)

第37条 公的研究費による非常勤雇用者の勤務状況の雇用管理については、東京工科大学片柳研究所に外部機関等から参加する所員及び研究員に関する規程及び東京工科大学片柳研究所に設置するセンターに関する規程並びに雇用契約書に基づき、研究協力課が確認するものとする。

(出張計画の実行状況の確認)

第38条 公的研究費による当該出張計画に沿って実施される研究者及び関係者の出張の実行状況の確認については、出張の事実がわかる資料にもとづき、研究協力課が確認するものとする。

(モニタリング及び内部監査)

第39条 研究費の適正な取扱いを図るため、教育研究費について業務課、公的研究費については研究協力課、配分予算については当該予算を所管する部署（以下「担当部署」という。）が日常的にモニタリングを行うものとする。

2. 公的研究費の内部監査については、学校法人片柳学園内部監査規程により行うものとする。

(守秘義務)

第40条 この規程に定める業務に携わる全ての教職員及び調査委員会に参加する学外の有識者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、教職員又は外部の有識者が調査委員会の構成員でなくなった後も同様とする。

2. 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
3. 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
4. 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(庶務)

第41条 この規程に基づく庶務は、関係部署の協力を得て、業務課又は研究協力課が行う。

(改廃)

第42条 この規程の改廃は、必要により学校法人片柳学園監事の意見を聴いたうえで、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成27年10月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この改正規程の施行に伴い、平成21年1月21日施行の東京工科大学研究活動に係わる不正防止に関する規程は廃止する。
1. この改正規程は、令和4年12月1日から施行する。
1. この改正規程は、令和6年9月1日から施行する。